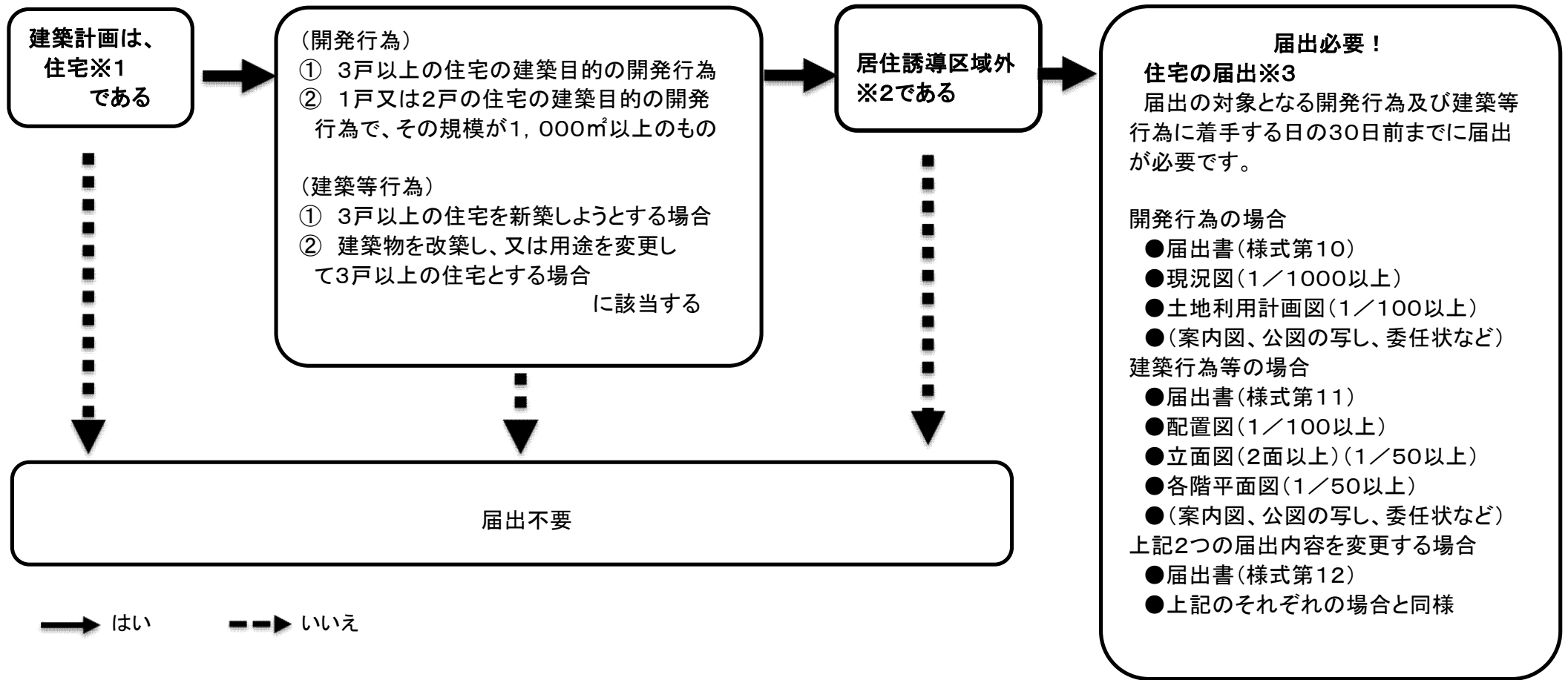


(参考) 居住誘導に関する届出の手續概要(平成30年12月25日から)

居住誘導区域外では、市都市計画課への届出が必要となる場合があります。



※1 住宅

戸建て住宅、共同住宅及び長屋等をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

※2 居住誘導区域

居住誘導区域は、平成30年12月25日に公表。

※3 住宅の届出

居住誘導区域の公表の後は、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条第1項)